

秋田県告示第398号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

令和2年9月25日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
大曲中通病院	大仙市大曲上栄町6番4号	令和2年9月27日から 令和5年9月26日まで